

# 国有林の地域別の森林計画（案）に対する意見の 要旨及び当該意見の処理結果 （嶺北仁淀森林計画区）

## 四国森林管理局

国有林の地域別の森林計画（案）を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく都道府県知事等への意見聴取並びに「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（12林野計第154号）」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

### ※ 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
第3 1 (2)	<p>民有林の嶺北仁淀地域森林計画において、標準伐期齢を計画区内で統一するため、ヒノキの標準伐期齢を40年から45年に変更する予定です。嶺北仁淀国有林の地域別の森林計画内の標準伐期齢について、同様の取扱いとなるよう検討をお願いします。</p>	3	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、嶺北仁淀国有林の森林計画区のヒノキの標準伐期齢を45年に統一することとし、Ⅱの第3の1の(2)については、(旧・嶺北森林計画区)の表を削除し、(旧・高知森林計画区)の当該表から『(旧・高知森林計画区)』を削除した表に修正します。</p>